

トト・パンジヤン・ダム・プロジェクト

2

こんな大規模ダムを建設する必然性は全くない！

ダム建設の目的は何か

コト・パンジヤン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州パンキナン近くのカンパール川に建設が構想されている高さ五三メートル、堤長一五七・五メートルのコンクリート重力式のダムである。このダムは、一四メガワットの発電を得ることを主要目的としている。

ダムは、大きめの川では、中規模であるが、貯水池は広大なものとなる。これは、カンパール・カナン川とマハシド川の合流地点から一〇キロメートル下流にダムが建設されるため、バシクウォーター（逆流水）の度合いが大きく、水没面積が一四平方キロメートルにもなることになるからである。

このため、これらの二つの川に沿って走つ

ている国道と州道が水没するばかりではなく、流域一〇カ村が底に沈む。およそ二万六〇〇人一万二〇〇人の住民が、立ち退きを迫られることになる。

ダムが建設されれば、多くの田畠、森林もまた水没する。同時に、野生生物の生息環境も失われる。この辺りには、スマトラ象やスマトラ虎が生息しており、これらの希少動物の生息地が消え去ってしまうことになる。

さらに、ダムの建設は、ムアラ・タクス仏教遺跡にも大きな影響をおよぼす。この仏教遺跡は、一一一一世紀に建立されたと推定されているが、本格的な発掘調査が未だ行われていないため、詳細については不明のままである。

このように、このダムの建設については、社会的・環境的影响が大きいのであるが、な

にもう一つ問題なのは、なぜに一四メガワットの大規模発電量が必要なのか、という点である。

日本政府は、コト・パンジヤン・プロジェクトへの融資理由について、「リアウ州および西スマトラ州において急増する電力需要」ということを掲げている。

しかし、当地の人口密度は、一平方キロメートル当たり約一九人にすぎない。まだ近くに大型工業地帯があるわけではない。このような状況の下では、コト・パンジヤン・ダムのような大型ダムを作らなければならぬ必然性はない。そのため、現地住民たちは、「このダム・プロジェクトから利益を得るのは、誰なのか？」という疑問を提起している。

日本政府の言う「急増する電力需要」とは何か

リアウ州の人口密度に照らしてみると、だといえ今後の人口増を考慮に入れるにしても、民生用の電力需要という点からは、一四メガワットもの発電能力を備えた大規模ダムを作る理由とはならない。したがって、大規模な電力需要が問題となってくるとすれば、主として工業用電力との関連においてであると考えられる。

しかし、リアウ州には、巨大な工業地帯があるわけではない。確かに同州にはカルテックス、ブルタミナなどの石油関連企業が立地しているのであるが、これらの企業は、自家用発電設備（ディーゼル発電機）を備えている。また、ホテル、中小工場、公共施設（ラジオ局、飛行場など）も、自家発電設備を備えている。

今日、リアウ州における工業部門のうちで成長が著しいのは、木材産業とパーム油産業である。インダ・キアト製紙会社（P.T.

Indah Kiat Pulp and Paper Corporation）は、リアウ州における最大の木材関連企業である。この会社は、中国人企業家ヤプ・スウェイ・キエ（Yap Swee Kie）氏によって設立されれている。

まだ、パーム油生産部門では、リアウ・サクティ農園（P.T. Riau Sakti Plantation）が代表的なプランテーションで、そこでは四〇〇〇ヘクタールの土地において、ハイブリッド種によるパーム油が生産されている。

確かに、これらの二大産業部門においては、相当な電力需要が見込まれるところである。しかし、これらの産業部門での需要は、絶対量という点から眺めれば、たかが知れている。しかも、パーム油プランテーションでは、資源の有効利用のために、製油後の植物性残渣（バイオマス）を燃料源として再利用していることも留意する必要がある。

それゆえ、筆者は、外務省とOPECFに対して、「急増する電力需要」の具体的内容について説明を求めてきたのであるが、未だに納得いく回答を得られていない。

この点は、一九九一年九月一七日に、筆者が現地住民代表のラハマードさんとペラムさんを率いて、JICA（国際協力事業団）を訪れた際にも、論議的となつた。この会合において、ペラムさんは、大口需要となる具体的な企業名を知りたいと、再び尋ねた。しかし、JICA職員の口からは、大口需要者の名前は出てこなかつた。

以上の点に照らしてみると、リアウ州の現在の条件下では、民生用および工業用の需要とも、コト・パンジヤン・ダムのようない型ダムを建設するのを正当化する理由とはなり得ない。とするし、日本政府の言う「急増する電力需要」とは、一体何を指しているのであろうか。

このような疑問に答えるとともに、外務省は、筆者の「小規模ダムで十分である」という指摘（世界一九九一年二月号）に反論して、開発における中長期的視点が欠落している議論であり、このダムを地域開発のテコとしたいと期待する地元政府と多数の住民の希

望が他方にあるのも當然なる事実である」と述べている(『世界』一九九一年一一月号、二六四頁)。

しかし、これは、反論にはなっていない。まず第一に、外務省が書く「中長期的開発」とは何なのか、その中身を具体的に示さなければ、何らの説得性も持っていない。第二に、外務省は、誰のための「開発」について語っているのかを明らかにするべきである。第三に、「多数の住民」とは、一体どのような人々を指しているのか、説明すべきである。

現地からの最近の情報によると、リアウ州の東部沿岸地帯において、サリム・グループ系の一六社が、五七万二〇〇ヘクタールの森林を伐採・開墾して、大豆プランテーションを造成し、年間六〇万トンの大豆を生産する計画を計画しているらしいある。

また、リアウ州に属するバタム島とシンガポールでは、工業開発と観光開発が進められてきている。バタム島では、すでに三井物産、住友電気工業、セイコーエアソンなどの日本企業が進出を決めている。

外務省のいう「中長期的開発」とは、具体的には、このうちが大豆プランテーションの造成とか工業団地の造成とかを意味しているのだろうか。また、「多数の住民」とは、サリム・グループとかスヘルト・ファミリーとかを指しているのだろうか。

住民を離して集めた 「移転同意書」

現地住民の移転・補償問題については、外務省は、筆者への反論として、次のように述べている。「影響を受ける住民等に与えるコストを最小化するため、特に移転問題に配慮し、移住先をダム・サイトの近隣地域に選び、全戸の住民から移転同意を取り付け、移転により住民の生活水準が向上するような、十分な補償及び移転先の公共施設の整備を進めることにしている。」(前掲論文、二六五頁)。

これもまた、反論になってしまいながらか、内容的に虚偽に満ちていている。まず最初に、移転同意の問題について言えば、来日した一人の住民代表の口から、インドネシア政府に

より、次のような種々の方法で移転同意書が集められていることが明らかにされた。

もともと穏やかな方法は、多額の補償金を実わせ、また移住地での快適な生活を語ることによって、住民から移転同意書の署名をするやり方である。しかし、こうした甘言に惑わされて署名した人は、多く少数である。

一つ目には、移転同意書への署名が、ペテン的な方法で取得されたケースである。その特徴は、こうである。州政府の役人が各戸を訪れ、補償金の算定のための財産目録を作成していると告げ、家屋や田畠の広さ、立木の数などについて確認して欲しいといつて、村人たちは、分厚いファイルに綴じ込まれた複数の書類に署名を行つた。しかし、その中の一枚に移転同意書が紛れ込ませてあつたのである。今日、相当な数の住民が、いつ署名したのか記憶がなじり過ぎていて、これらの人の手の上の署名は、このよほうな巧妙な方法で行われている。

こうしたペテン行為に気付いた人ひとに対しては、第二の方法として、威嚇的な対応が

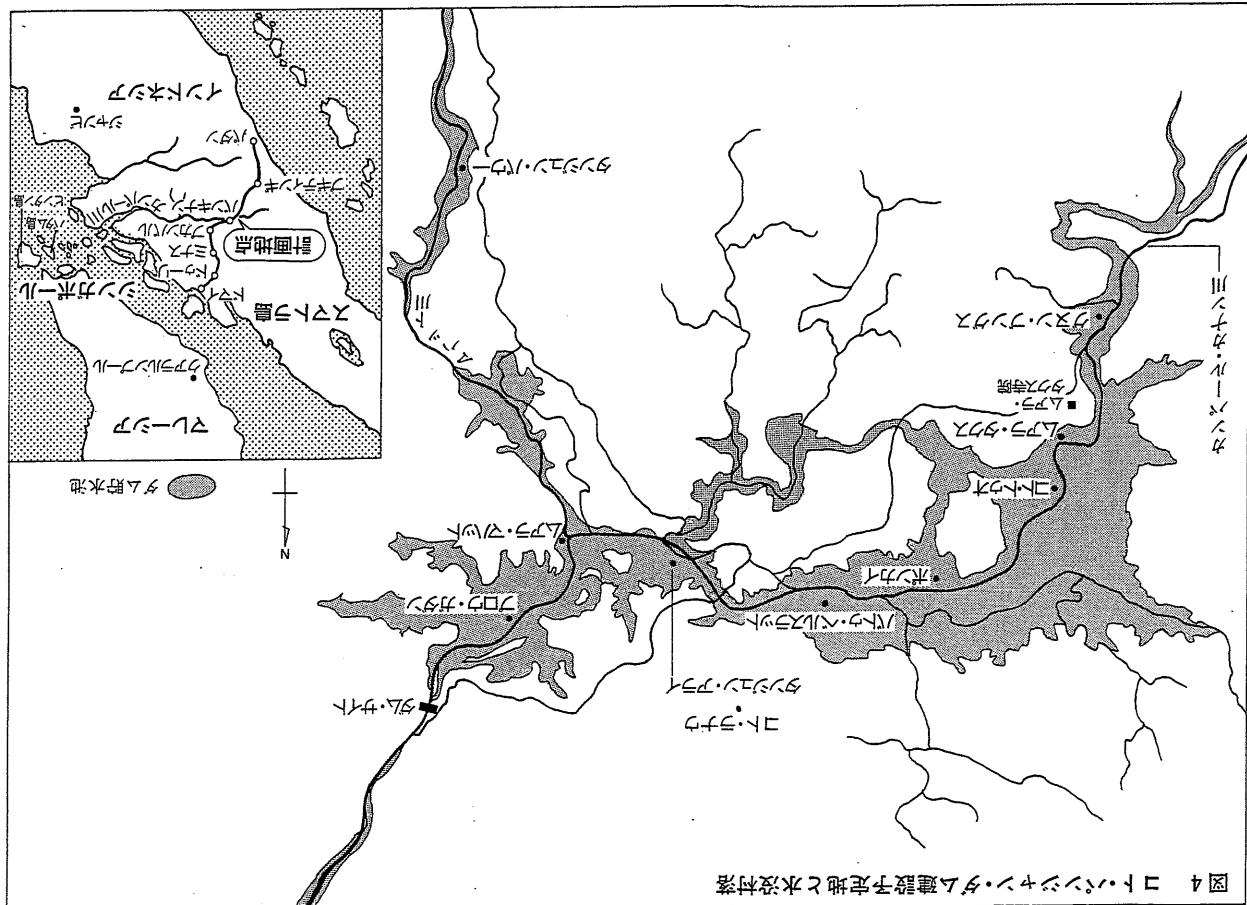


図4 ライアウ諸島の位置と水没予想図

なされた。そのもつとも一般的なやり方は、ダム建設に反対するのは「国家反逆的行為」であるがゆえに、身の安全を考えたら、署名に応じた方が賢明ではないかとはのめかして、精神的圧迫を加えるやり方であった。こうした精神的圧迫を加えつつ、「今だたちに移転同意書に署名しなければ、後の段階では補償をうなぎに得られず、また移住地も与えられない」との脅しをかけたのである。

前記のうなぎペテン行為に引ひきかって、ないしは横に屈して、署名に応じた住民も多かつた。しかし、未だに署名に応じない人びとも多く、まだ署名に応じた人との間からも、その有効性に対する疑義の声が高まつてれていた。こうした状況の下で、村人たちを仰天させるもう一つの出来事が持ち上がつた。それは、補償同意書がすでに署名されていながら、いつのものである。

「村を売った」と非難される長者たち

補償問題については、リアウ州政府は、水没する村たちの代表を、極秘裡のうちに度数

にわかつてバンキナンに招集した。招かれたのは、村長、長老、有識者などの人びとであつた。これらの人びとは、行政につながりのある人とか、政府寄りの立場を探っている人が多かつた。

来日したラハマントさんの話によれば、バトウ・ペルスラット村(水没対象村落一〇カ村のうちでは最大の村)の場合には、一二名の長老がいるのであるが、このうち一人だけが話し合いで招かれ、残りの長老たちは、会合があつたりともえ知らなかつたとのことである。ラハマントさんは、バトウ・ペルスラット村の一一名の長老のうちでも最高位にある人であるが、彼には会合の開催について何も連絡がなかつたとのことである。

こうして、補償同意書の署名は、一九九一年四月二三～二四日にバンキナンで開かれた会合において行われた。会合は、四月一三日に突然に招集された。この日は、回教正月の二日前で、村むらでは、人びとは祭典の準備や来客の接待に忙しかつた。そのため、村人たちには、数人のリーダーが村にしないことに

気付かなかつた。

この会合において、政府側は、水没村落の「代表」に対して、補償同意書への署名を迫つた。そこで提示された補償基準は、あまりにも低いものであった。そのため、「代表」たちは、それなりに抵抗をした。

こうして、話し合いは難航した。このような状況の下で、政府側は、「これは、暫定的な価格リストに対するものであつて、日本政府に対して同意書を直ちに送付しなければならない」と説明して、署名に応じることを強く求めた。

この説明を受け入れて、出席者の大多数は、署名に応じた。しかし、コト・トウ村の二人の代表は、このような説明に納得せず、補償同意書への署名を拒否した。

このため、会合は、さらに延びた。二人に対しては、政府側からあらゆるかぎりの威嚇的発言が繰り返された。こうして、二四日の明け方の四時頃になって、疲労困憊した状況の下で、二人は、遂に折れ、署名に応じた。

その後、村人たちの間には、補償同意書が

すでに署名されているらしいという話が広がつた。そして、これが事実であると判明するにおよんで、村人たちには、自分たちになんらの相談もなく、一部の村落リーダーが補償同意書に署名してしまつたことに怒つた。

今日、補償同意書に署名した「代表」たちは、村人たちにより、一人当たり一五万ルピアの署名報酬を受け取ることにより、村を売つたとの非難を浴びてゐる。そのため、これらの「代表」たちは、村人たちとの接触を避け、極力家に閉じこもる生活を続けていた。

彼らは、村人たちの信頼を完全に失つてしまつたのである。

プロウ・ガダン村では、著者たちにより、長老たちの署名に抗議するデモが行はれた。これらの著者たちは、長老たちの腐敗堕落ぶりを非難したところを配り、州政府出張事務所に抗議に押し掛けた。このデモは、治安部隊が出動するところにより、鎮圧された。

このような武力的な威嚇行為もつて、はたして住民をしつまし押さえ付けることができるのであろうか。これが不可能なことは、すでにドクソン・オシボ・ダムのケースで実証済みである。

あきれた底さ 「補償基準」

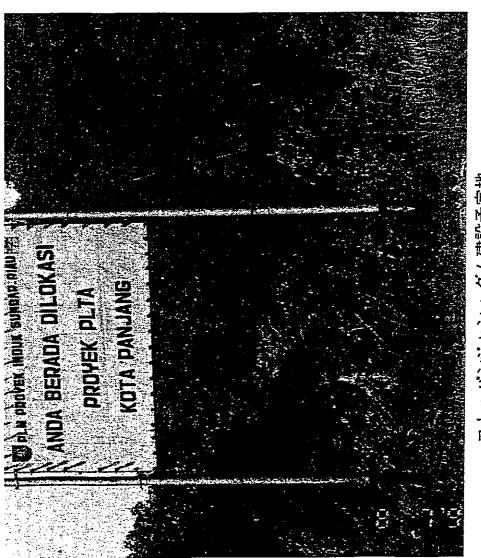
外務省は、先に引用した文の中で、「十分な補償」が得られるよう配慮されていると述べている。はたして、どうなのであろうか。

来日した住民代表が明らかにしだじろによると、補償基準は、畑地については、一平方メートル当たり二〇一五〇ルピアといふ低

さである。これを日本円に換算してみると、一平方メートル当たり二一四円にもならぬ。水田の場合には、評価基準はそれよりも高めに設定されているのであるが、それにしても一平方メートル当たり四〇〇一六〇ルピアといふ低さである。

住民の現金収入源であるココナツ、コーヒーについては、成木一本当たりの評価額は、それぞれに一、〇〇〇ルピア、四、〇〇〇ルピア、一、六〇〇ルピアにするなど。これがいかに低い評価基準であるかは、市場でのココナツの実一個の値段が四〇〇ルピアであり、一本のココナツの木にはおよそ三〇個の実が成り、年中収穫して熟すことを眺めてみるだけで、容易に理解できるといえよう。

住民は、こうした低い補償金額では、これを絶対に受け入れることはできないと主張している。このように、補償基準だけを取り上げてみても、住民の不満は、当然のことといえる。外務省のいう「十分な補償」とは、一体何を根拠にしているのか、理解に苦しむこと



コト・トウ村
ダム建設予定地

ころである。

住民無視の移住地の造成

コト・パンジヤン・ダムの建設構想については、一九七九年に東電設計(株)によってプロジェクト(援助案件探し)が行われて以来、現地調査は極端にうちに実施された。このため、住民がダム建設計画について知られたのは、一九八二年の暮れになつてからであつた。

この降つてわいたような話にびっくりして、住民の間には動搖が広がつた。そのため、リアウ州の八カ村の伝統的指導者、宗教指導者などの住民代表は、同年一月十九日に、バトゥ・ペルスラット村において急遽会合を開いた。その結果、一七項目の移住条件を網羅した声明書を探し、「これをリアウ州知事に手渡した。

この声明書においては、冒頭において、「コト・パンジヤン水力発電プロジェクトに関する政府の計画を支持する」と記されていることから、現地住民は、ダム建設を基本的に受け入れている。

け入れているのではないかと解釈される余地もある。しかし、これは、開拓反対をストレートに表明できないインドネシアの政治・社会状況の脈絡において、眺められる必要がある。

むしろ留意する必要があるのは、住民たちが、移転受け入れのための条件を一七項目として掲げるに至り、これらがパシケージとして満たされなければ、移転に応じないとする立場を明らかにしていることである。こうした間接的な表現を探るに至り、住民は、ダム反対の姿勢を暗に示している。

これらの一七項目によつて汲み取られる住民意思は、移転によるミナンガバウ社会制度そのものが壊されないとの保護要求である。つまり、ウラヤントと呼ばれる慣習的共有地制度の維持など、独自文化の尊重を要求しているのである。

この住民声明書は、リアウ州知事に直接に手渡されたのであるが、知事は、これを握り潰してしまつた。そして、住民には何も知らせないままに、一方的に移住地の造成に着手

し始めた。

こうして、立ち退き対象住民の意志を無視して、コト・ラナウ移住地と南ムアラ・タクス移住地の造成が進められてきており、ここでは、以下、コト・ラナウ移住地がどうなものであるのかについて眺めてみよう。

「これではまるでブタ小屋である」

コト・ラナウ移住地は、ダム建設によってまず最初に水没するとみなされるプロウ・ガダン村の五九二世帯を収容する目的で、且下、造成が進められているものである。場所的には、バトゥ・ペルスラット村の北方に位置しており、カンペール・カナン川からは相当に離れている。外務省のいうような「ダム・サイトの近隣地域」ではない。

そこでは、ブルドーザーで熱帯林を焼き倒し、整地作業が行われている。そして、住居は、それそれがかなりの距離を置いて建てられている。この住居は狭く、しかもミナンガバウ社会の伝統的建築様式である高床式の家屋ではなく、土間方式の住居である。これを

見た村人たちに言わせれば、「これではまるでブタ小屋である」ということになる。

しかも、各戸ごとの間隔が開いているために、村人たちが日常的に行き来するにも不便で、このため村落共同体としての一体性を維持するよりも難しくなつてしまふ。

まだ、そこに建てられているモスクは、貧相そのもので、村人たちが求めているものとはほど遠い。外務省の言う「公共施設の整備」とは、この程度のものにすぎない。

その上、この移住地の近くには、およそ川といふるようなものはない。あるいは、幅一メートルの小川だけである。これでは、漁業、舟運、水浴はもちろんのこと、水牛を飼育するなどしてられない。従来、カンペール・カナン川とマハット川を生活基盤としてきた人々にとっては、このような場所に住むといふことは、単にライフスタイルの変更を求めるに留まらず、生活手段そのものを奪われてしまつてはいる。受け取るのは、当然のことである。

ここで生活の糧を得るために手段として

は、パーム油、ゴムなどの換金作物を生産するしか方法がない。そして、その收入は、中間搾取で削り取られ、また市場経済の変動に常にさらされることがある。

これに加えて、人びとを驚かせたのは、この地にはすでに先住の人たちが居住していたにもかかわらず、これらの人がびとを追い払つて整地作業が進められているということである。この地を追われた人びとは、現在、土地の所有権を主張して州政府と対立している。

ダム建設によって立ち退かれる人びとかうすれば、単に自分たちが犠牲を強いられているばかりではなく、移住地の造成のために、すでにその地に住んでいた他の人びともをも巻き添えにし、しかもその犠牲の上に自分たちが移転するなどといふのは、到底受け入れることのできない話であるといふことになる。

問題なのは、寺院周辺の一四haの史跡保存である

外務省は、筆者への反論として、次のように述べている。「仏教遺跡については、これが重要な歴史文化財であり適正に保存することは重要である。従つて、ダム建設計画でもこれが水没しないよう貯水池の満水位を遺跡の最低標高八六・一五メートルより低い八五メートルとし、さらに一〇〇年確率の洪水時のバシクウォーターによる水位上昇八六・三九m)に対応し得るよう敷地の貯水池側に堤防(高さ一・五m、長さ一・五km)を建設し浸水を防止する」とした。(前掲論文、二二五)

ムアラ・タクス寺院とその周辺の遺跡の保存問題も重要な

(写真提供=諒訪勝氏)



頁)。

「れもまだ」筆者の提起した問題への解答とはなっていない。なぜなら、リバの問題は、単に寺院そのものの保存ばかりでなく、その周辺の遺跡の考古学的・歴史学的価値であるからである。

リバの点については、IUCNのE/S(ライシシラティ・スタディ)報告書でもあるが、考古学的・歴史学的に価値のある地域は、寺院周辺のおよそ一四平方キロメートルにおよぶとしているのである。リバについては、未だに十分な査定調査が行われておらずだ。

この辺りは、かつては仏教国アラジヤ王國の首都ではなかつたかと推測されている。それゆえ、この遺跡の歴史的・文化的価値を認識しながら、これを永遠に水中に葬り去る「リバがはなして訴われるのかどうかが問われているのである。

インドネシア政府の環境アクセスメントをなぜ見せられないのか

コト・パンジヤン・ダム建設の環境的影響

については、外務省は、筆者に対して、以下のように反論している。「因に、インドネシア側當局者は、リバの他周辺に棲息する動物の保護についても十分な配慮を行っている。スマトラ象については保護区へ移転される予定であり、他の野生动物への影響についてもモニタリングが行われる」としている。(前掲論文、二六五頁)。

「れもまだ」なんら反論にならない。リバで言っているのは、インドネシア当局側が環境的配慮を払うことにになっているから、リバの点については問題はなじらうとしてだけである。

インドネシア当局側が、環境アセスメントを終えましたが、モニタリングを行っていませんが、その上ながらしお伝えくださいだからといって、リバをそのまま航行みにするだけでは環境的配慮を払つたりとはならない。

カンパール・カナン川とマハット川沿いには、豊かな熱帯雨林が繁茂し、多様な植生を呈している。リバの川の周辺の森林には、スマトラ象、スマトラ虎など、絶滅に瀕した

種が生息している。その他にも、スマトラカモシカ、サンベア、バク、靈長類など、種じゅの希少種が生息している。

現地からの情報によれば、これらの動植物に対する影響調査はなされておらずあり、また保護措置も不十分であるとのことです。まだスマトラ象の移転先についても、傾斜地適当ではないとの情報も伝えられてきている。

以上から、筆者は、日本政府が環境的配慮についての「確認」を行うにあたって依頼した資料、特にインドネシア政府によって実施された環境アセスメントを提示して欲しいと、外務省とIUCNに対して要求しておいたところである。しかしながら、日本政府は、未だにリバの要求に応じていとはしていない。

このような基本的な資料でさえも提示しないでおいて、インドネシア当局側が「十分な配慮を行っている」と強弁するだけでは、なんらの説得力も有しない。

著者紹介 鷲見一夫(スミ・ナツオ)

一九三八年、愛知県に生まれる。
一九六五年、横浜市立大学文理学部国際関係課程卒業
一九七〇年、一橋大学大学院法学研究科博士課程修了
現在、横浜市立大学教授(一九九一年一月より新潟大学教授)
専門「国際環境法」
活動「ロロカヤン水坝論」を主宰
主要著書「ロロカヤン水坝論—日本と世界の問題」(東京文庫、一九七七年)
「ロロカヤン水坝の現実」(著者新著、一九八九年)
「きらわれる援助—世界・日本の援助とナショナル・ターム」(著者新著、一九九〇年)

ノーモアロバらまき援助

一九九一年四月五日発行

著者

鷲見一夫

発行人

鷲見清一

発行所

フーオロ出版局

〒101-8308 東京都千代田区麹町五丁目五番五号
電話03-3341-4611(編集部) 03-3341-3691(編集部)
郵便番号101-8308(郵便局)

印刷所

社光舎印刷株式会社

製本所

共栄社製本株式会社